

和ト協発第20号
令和6年4月15日

会 員 殿

(公社)和歌山県トラック協会
会長 阪本享三

働きやすい職場認証取得助成金について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、(公社)全日本トラック協会では運転者不足に対応するための総合的な取組の一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：運転者職場環境良好度認証制度）」の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成することとなりましたのでご活用頂きますようご案内申し上げます。

謹 白

記

1. 予 算 額 7,000万円 ※予算額に達した時点で締切となります。

2. 助 成 額	1事業者	新規（上位認証含む）	3万円
		継続	2万円
		三つ星新規（上位認証含む）	5万円

3. 助成対象 働きやすい職場認証制度を新規又は継続により取得完了した事業者
(助成は新規又は継続の際の年度内一度限りとする。)

4. 助成期間 令和6年4月1日～令和7年2月28日
※但し、予算額に達した時点で締め切ります。
※本事業については経過措置として前年度（令和5年度）に認証取得した分についても助成の対象とする。

5. 申込締切日 令和7年2月28日（必着）

6. 申込先 別紙申込書に添付書類を当協会宛送付して下さい。
〒640-8404 和歌山市湊1414番地
(公社)和歌山県トラック協会 交付金課
TEL (073) 422-6771

※交付要綱、申請書類様式等につきましては、和ト協ホームページ(<http://www.watokyo.org>)
【助成金のご案内】をご覧下さい。

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金 交付要綱

令和6年3月27日制定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- (1) 新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- (2) 同位認証継続にかかる審査料・登録料
- (3) 三つ星の新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

(助成金の交付予算額)

第3条 助成金の交付予算額は、7,000万円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、事業者が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、一つ星、二つ星の新規取得は3万円を上限として、三つ星の新規取得については5万円を上限として交付する。同位認証継続は2万を上限として交付する。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式1「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。
2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(実施要綱等の提出)

第8条 地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

以上

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。